



## 運動の交流

東日本大震災と生活保護制度の活用 (小久保哲郎)  
大阪弁護士会の緊急学習会と意見書

本年三月十一日の東日本大震災では未曾有の被害が発生し、今なお一〇数万人の方々が避難先での不自由な暮らしを余儀なくされています。

大阪弁護士会では、直ちに必要となるであろう生活再建のための法制度において、どのような論点が問題となり得るかを学ぶため、同年四月二日、緊急学習会「被災者の生活再建支援と生活保護法・災害法制の役割と課題」(阪神・淡路大震災の経験と踏まえて)を開催しました。

生活保護については、「歩く生活保護手帳」の異名を持つ菅本郁(はしもと・かおる)さん(神戸の冬を支える会)に講師を務めていただきました。菅本さんの生活保護に対する執念とも言える熱意の原動力が、阪神大震災の際の神戸市の福祉行政に対する怒りにあることがひしひしと伝わってくる名講義でした(この講義の内容は、弁護士は日弁連のeラーニングで視聴できます)。同弁護士会では、この学習会を踏まえ、講師

の方の協力も得てまとめた「東日本大震災における被災者の生活再建に係る関係法規の運用改善及び法改正に関する緊急意見書」を四月七日、発表しました(詳細は大阪弁護士会HPをご参照ください)。本稿では、これらの学習会等の成果を踏まえ、今般の大震災における生活保護制度の活用と改善の方策について概論します。

厚生労働省の二つの保護課長通知(三月一七日と三月二九日)「東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて」と題する二つの保護課長通知を出しました。

一) 避難所等における保護の適用  
一七日付け通知は、「今般の地震により本来の居住地を一時的に離れて遠方に避難している場合、(略)避難先の保護の実施機関が実施責任を負い現在地保護を行うものとする」とし、避難所等の避難先での生活保護適用が可能であることを明らかにしています。阪神大震災のときには避難所での保護が認められなかったことからすれば大きな変化です。

二) 調査の緩和と自動車保有の容認  
同通知は、「被災者が本来の居住地に資産を残さざるを得ない場合等については、(略)『生活保護法による保護の実施要領について』(略)第三の三に掲げる『処分することができないか、または著しく

困難なもの』として取り扱うこととする」とし、二九日付け通知は、「被災状況によっては、生活実態の把握が十分できない場合も考えられるが、(略)不足が生じることのないよう配慮すること」として、居住地に資産があっても手持ち資料等が不十分であっても、まずは保護を適用すべきことを明確にしています。さらに、四月一九日の参議院厚生労働委員会において、清水美智夫厚生労働省社会・援護局長は、一七日付通知に言及しながら、自動車を保有したままの保護の適用も可能である旨答弁しています。

三) 居宅基準の全額支給  
二九日付け通知は、「体育館・公民館等の避難所における最低生活費の算定に当たり、生活扶助は居宅基準を計上すること」とし、避難所で供与される食品等についての収入認定は行わない旨を明らかにしています。

その他の論点  
一) 生活保護受給者の義援金等の受領  
生活保護を受給している者が受領した義援金は、次官通知第八―三(二)アの「臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭」として、収入認定の対象にはなりません。

災害救助法、被災者生活再建支援法及び災害弔慰金法等に基づいて受領した給付金も同様に収入認定除外とされるべきですが、少なくとも、次官通知第八―三(三)オの「臨時的に受ける補償金、保険金または見舞金」に該当し、「自立更生計画書」の提出によつて収入認定除外とされます。

二) 義援金等受領後の生活保護受給  
義援金や被災者生活再建支援法等に基づく給付金を受領した者が生活保護を申請した場合には、課長通知問第8―53によつて次官通知第八―

三(三)オが準用されており、同様に「自立更生計画書」の提出によつて認められた範囲での収入認定除外という取扱いとなります。

三) 自立更生資金の預託  
上記の自立更生を目的とした恵与金、補償金等は、「直ちに生業、医療、家屋補修等の自立更生のための用途に供されるものに限る」とされていますが、「直ちにあってられない場合であっても将来それにあてられることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しない」とされています。この「適当な者」とは、課長通知第八―三四で「社会福祉法人、新聞社、当該被保護者の自立更生を援助するために特に設立された団体等金融機関を除く者であつて当該金銭を安全に管理しうる」と認められるものとされています。然に認められるべきです。

(編集部注) その後厚生労働省は5月2日付の通知で「直ちに自立更生のため用途に供されるものでなくとも、実施機関が認めた場合は、預託することなく、自立更生計画に計上して差し支えない」とこの「預託」要件を事実上撤廃しています。

四) 避難先との世帯認定  
平成二十一年一月二五日付保護課長通知が、「失業等により住居を失い、一時的に知人宅に身を寄せている方々から保護の申請がなされた場合には、一時的に同居していることをもつて、知人と申請者を同一世帯として機械的に認定することは適当ではないので、申請者の生活状況等を聴取したうえで、適切な世帯認定を行うこと」としているのは、震災の際にも同様に当てはまります。

五) 避難先からの住宅の確保、家具什器費等の支給  
避難所や仮設住宅、あるいは、知人宅等の居候先から一般の民間賃貸住宅に転居する場合、新住居の敷金その他の転居費用を支給してもらえたり、炊事用具、食器等の家具什器費、布団代、被服費等の支給が受けられることは当然です。

# 予告!

## 生保裁判連第17回総会・交流会のお知らせ

1995年の設立以来毎年全国各地で行われている生保裁判連総会・交流会、第17回の今年には沖縄初上陸です!

『平和と反貧困のうねりを、沖縄から!』(仮)と題して、2011年11月12日(土)午後~13日(日)午前の2日間にわたって、沖縄県那覇市で開催されます。

詳細は次号にてお知らせします。多数お集まりください!

## 求められる取り組み

特に自動車や自立更正資金の保有については、従来の制限的な運用に大きな風穴を開ける可能性がある。で、今後は、こうした知識を被災者や支援者に広く知らせるとともに、受給資格のある被災者の方々が現に受給できるよう、取り組みを強めることが求められています。



## 小倉北自殺事件 勝訴判決確定

### 弁護士 高木佳世子

#### 1 事件発覚

2007年6月10日、北九州市小倉北区で、61歳の男性が自宅アパートで首を吊っているのが発見された。亡くなったときの手持金は1079円であった。

男性が生前に生活保護の相談をしていた市議会議員が、生活保護申請が違法に拒否されたこととの関連を疑っており、北九州市の生活保護行政の無法ぶりが連日のように報道されていた地元では、TV報道も行われた。

#### 2 証拠保全

男性の遺族は、自分の生活で一杯で男性を扶養できておらず、様々な事情もあって連絡を密にとりあっていたわけでもなかった。遺族と会ったが「男性に生活保護を受給していた期間があり、それが何らかの事情により廃止になって、その後申請に行ったが水際作戦に遭ったらしい」とい

程度にしか事情が判明しなかった。しかし、遺族は「自分たちは自分の生活で精一杯ではあるが、働いて税金を納めている。父も働いていたときは頑張っていた。税金を納めてきた。それなのに何故困っている人に税金を正しく使ってもらえないのか」という意味のことを言われ、生活保護行政をただすために法的手段をとりたいとの思いを共有することができた。

そこで、まずは生活保護記録の証拠保全を行い、以下のことが判

明した。

男性は病気で入院中の2006年4月に議員を通じて福祉事務所職員に病院に来てもらい、保護を申請したい旨を告げたが、入院前に同居していた知人との同一世帯と判断すると言われ、申請と扱われなかった。以後も福祉事務所を何度か訪れたが同じことの繰り返しで、一人暮らしのためのアパートを何とか借りてようやく申請となった。同年6月から2007年4月初めまで生活保護を利用し、その間にも肝硬変や胃静脈瘤の治療のため2度入院していたが、2007年3月に配管工として働き始めるも、同年4月2日付の「辞退届」をもとに同月3日で保護廃止とされた(同月4日以降の保護費日割り分は返還免除)。

男性は、同年5月の連休明け早々、再び体調を崩して仕事を失い、同年6月4日に福祉事務所を訪れたが、面接担当者は、男性が4月の保護費を4月2日に、3月分の給与を4月末に、4月分給与を5月末に受け取っていることを指摘し「お金がないとは考えられない」と言い、求職活動を2週間した後、市議会議員に相談し、翌日(6月5日)、議員が申請に同行したが、議員が所用で途中退席した後、結局、

求職活動をして2週間後に再来所するようにとの話が繰り返され、申請と扱われなかった。

#### 3 本訴

2009年4月、国家賠償訴訟を提起した。

吉永純教授(花園大学)には、意見書と証言で本件の問題点について深く掘り下げていただいた。また、2006年申請時の面接担当者、2007年に辞退届を書かせた担当ケースワーカー、2007年申請時の面接担当者について、尋問を行った。

#### 4 判決

保護申請は口頭であっても申請意思を表示することにより行い、申請した上、申請行為がなかったとしても、保護の実施機関には、生活保護制度を利用できるかについて相談する者に対し、その状況を把握した上で、利用できる制度の仕組みについて十分な説明をし、適切な助言を行う助言・教示義務、必要に応じて保護申請の意思の確認の措置をとる申請意思確認義務・申請を援助指導する申請援助義務(助言・確認・援助義務)が存し、助言・確認・援助義務が尽くされていなければ申請行為がされたであろうと認められる場合には、助言・確認・援助義務違反によって生じた損害の賠償を認めることができる」と判示した。

その上で、2006年の水際作戦については口頭での申請も、助言・確認・援助義務違反も認めなかった。2007年6月4日には口頭での申請は認めなかったものの、助言・確認・援助義務違反があったと認め、同月5日には申請行為があったとしても助言・確認・援助義務違反があったと認めた。

とができることを認識した上で、任意かつ真摯に辞退を申し出たとはいえることが必要であるとして、2007年4月に男性が辞退届を出した際、職員は男性に保護停止や廃止の具体的な要件を説明していないから、男性が就労収入がある以上、保護利用を継続することはできないと漫然と思いきり、任意性を否定している。そして、十分な収入が得られる確実な見込みがあるか調査もせずにした廃止は違法であると判断した。

さらに、2007年6月4日・5日の福祉事務所職員の違法行為と自殺との因果関係は否定したものの、将来を悲観せざるを得ない状況に追い込まれたことが認められるとして、請求額の約7分の1にあたる165万円の賠償が命じられた。

#### 5 判決の意義と感想

基本的には、口頭での申請については大阪の申請権訴訟、辞退届については東広島市事件高裁判決をベースとした内容であるといえる。口頭での申請に関しては、審査請求では、福岡県知事2007年10月9日裁判など、申請の意思表示があったと認められなくても行政庁が適切な対応をなしていればその日に申請の意思表示を行ったであろうと認められる場合には、その日に「申請があったもの」と扱うべきであるとしているのが到達点であるが、本判決は申請があったと認められるためにはあくまでも表示が必要としており、助言・確認・援助義務の懈怠の有無とは無関係としている。その点では審査請求での到達点よりも後退しているように思われ、注意が必要である(この懸念については判決後に吉永教授からご指摘をいただいた)。

その他、2006年の水際作戦や自殺との因果関係を否定した点など不十分な点もあるものの、助言・確認・援助義務についての判示が丁寧になされている点や、辞退届の任意性を担保するために提出を勧誘してはならないと踏み込んで判示している点、2007年の辞退届・水際作戦についてのあてはめが保護を利用する市民の心情にそったものである点は、高く評価できると考える。

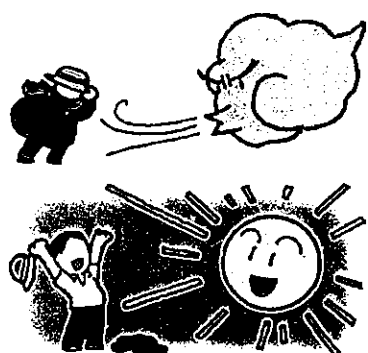
北九州市は「市が保護行政を転換する前の事件」「自殺との因果関係が否定され、市の主張は大筋認められた」として、控訴を断念した。2009年には門司で餓死事件が起き、2010年には門司で生活保護を利用していたのに悲惨な状況で亡くなられた方が出るなど、本当の転換がなされていないとまだまだ言えない。遺族が願っているように「困っている人を生かす生活保護行政」が真に実現するよう、今後ともたかいかいを続けたい。

## 北九州市違法指導指示事件報告(1)審と高裁の判断の違いを主に

### 弁護士 深堀寿美

#### 1. 事件の概要

2003(平成15)年8月29日、本件世帯の保護停止処分決定当時、世帯の父親・母親は40代、二女が高校中退後の未成年、高校1年生の子ども、中学1年生の子どもがいた。この世帯には、すでに独立



した子どももおり、北九州市内の別世帯で働きながら大学に通学していた。父親はパニック障害等で働けず、母親も、腰痛その他で就労できていなかった。

八幡西福祉事務所は、この独立した子どもの住所を開示せよ、同意書を出せ、と世帯に指導を行い、法に定められた手続き、指導は書面で行う（生活保護法施行規則19条）、不利益処分の前には弁明の機会を保障する（生活保護法62条4項）、変更決定は書面で通知する（生活保護法26条）、を一切遵守しないままに本件世帯を指導指示違反で保護停止とした（第1処分）。

その後、一旦は保護停止を解除したものの、今度は、2004（平成16）年11月8日、引きこもりで高校中退直後の16歳の子ども、病気で就労困難な母親が就労できない、という理由で、やっと就労ができるようになった父親、まだ義務教育中の中学2年生の子どもまでも、就労指導指示違反を理由にいきなり保護廃止とし（第2処分）、生活保護から閉め出した。

2. 1審の経過内容  
本件裁判は、福岡地方裁判所に對して、本件世帯に対する平成15年8月29日付の保護停止処分（第1処分）の取消し、あるいは無効確認、と平成16年11月8日付保護廃止処分（第2処分）の取消し、及びこれらの処分に伴って種々行われた八幡西福祉事務所担当ケースワーカーによる不当な行為に対する国家賠償を求めたものであった。

3. 1審判決の内容  
これに對し、まず福岡地方裁判所は、停止処分（第1処分）を違法なものとして取消し、処分時から60日を経過して平成15年12月5日申し立てた審査請求に對しては、「電話又は面談時、ケースワーカーから、

少なくとも、保護が停止されたことは伝えられたことが認められるが、処分の日時、理由等につき具体的な説明を受け、これを理解したものと認められない」と判断して、起算日は、代理人弁護士を介して書面交付を受けた同年11月18日ころとして、未だ60日を経過していないと判断した。廃止処分（第2処分）は、この違反によりいきなり廃止処分とするのは処分権の濫用であると判断した。国賠については、ケースワーカーらの停止処分に関しては「上記法令が要求した手続き保障を履践しようとする姿勢が希薄であり、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と行った」と判断し、福祉事務所の注意義務違反を認め、原告一人あたり33万円を認容した。

4. 控訴審判決の内容及び最高裁の結末  
この1審判決に對し、北九州市・八幡西福祉事務所長が控訴し、2010（平成22）年5月25日、福岡高等裁判所第3民事部は、廃止処分と国家賠償の点はそのまま1審を維持したものの、停止処分に関し、処分内容自体の違法は国家賠償の論点において1審同様認定しつつも審査請求期間経過を理由に却下判断をした。いわく、「ケースワーカーにおいて、電話の際、保護が停止されたことや、その処分理由について説明した旨述べているところ（ケースワーカーの証言引用）、被控訴人らのケースワーカーとしての業務を担当する者として、その程度の説明は容易括初歩的なものであり、ケースワーカーがその点の説明までを怠ったとは考え難いところである」。

5. 高裁で1審と逆転敗訴した論点に  
ほぼ保護世帯側の主張が認められたものの、最後の審査請求期間の経過について納得がいかないもので、この点について上告をした。が、最高裁判所は平成23年3月11日付けで、この申立を棄却・不受理とした。

ついて

高等裁判所も、本件停止処分に至る一連の手續には違法があると国賠の論点に關し明確に判断していた。当該「処分を知った日」の論点に關し、1審裁判所は、処分当時のケースワーカーの証人尋問を経験し、聞かれたことに誠実に答えようとし、ない尋問態度を目的の当たりにし、「ケースワーカーが説明したようであるが」とまで事実認定しているのに「それでは理由が不十分であった」と旨判断し、保護世帯が処分をきちんと知ることに至ったのは、原則通り、処分通知書（写し）を受領したであろう日と認定した。これに對し、高裁は、当のケース記録台帳の面談当日にも「不服申立制度については説明していないが、世帯はこれを十分知っている」かの記載が残っているのに、「業務を担当する者として、怠ったとは考え難い」と判断した。

この裁判所の「公務員」についての「思い込み」を払拭できなかったことが判断に影響したことは否めない。高裁段階になって、事実に関し北九州市側から新しい証拠も提出されていらない。この1審段階の証人尋問の体験を、高等裁判所でどう実現するのかが困難な課題であるが、高等裁判所がこのような事実認定を行うことを肝に銘じ、今後の教訓としたいと思う。

### 松山市における生活保護法63条審査請求について

鈴木静（代理人、愛媛大学）

今年3月15日、愛媛県は、松山市がAさんに対して下した生活保護法63条に基づく処分を取り消しました。Aさんは、障害のある子2人を育てる母親です。2004年から次女に關わる特別児童扶養手当（以下、同手当）を受給しはじめましたが、松山市はAさんが収入申告をしていなかったとして、2010年1月8日に過去5年分に於ける約190万円の返還を求めました。Aさんは同手当受給を隠す意図は全くなく、収入申告をする際にも担当職員

の指示どおり（氏名のみ書き、申告欄を空欄にするよう指示）、手続きをしていました。松山市職員は、Aさんに返還する義務があることのみを伝えました。Aさんは急な返還決定に驚き、返済できる見込みはないことから自殺まで考えるにいたります。代理人の一人松山市議篠崎英代さんとともに生活福祉課と話し合いを重ねましたが、審査請求することを決めました。当初、Aさんは審査請求することにためらっていましたが、最終的に踏み切った理由はケースワーカーに対する信頼が失われたことでした。松山市は、当初返還決定の根拠を法78条としていました。代理人が入った途端に、法63条に変更されました。なぜ最初に法78条と判断したのかについて、担当職員は理由を明かさず、Aさんは一連のやりとりから不信感を募らせました。

1. 決定手続きが適法に行われておらず、松山市が「返還額の減額は無理」「審査請求をしても決定は変わらない」など誤教示をしたことの違法性。2. 返還額を決定する際に、

自立更生の控除を検討しなかったことの違法性。3. 返還の有無や返還額について、Aさんの事情を聞くこともなく長期にわたる返還決定をしたことの違法性。4. ケースワーカーの指導指示、調査不足によって明らかになった同手当受給の収入を、Aさんの申告義務違反として押し付けたことに対する違法性、です。特に根拠を78条から63条に変更したことの理由の説明を求めました。

口頭意見陳述では、Aさんから、これまでの経緯、費用返還決定が出るまでの事実関係を話し、あわせて返還しようにも貯金もなく返せる見込みもないことも伝えました。時には涙ぐみながら訴えました。この際に、愛媛県担当者は記録を含め3人いたのですが、そのうち1人の年配の男性職員が、「市の対応は国に従ったもの」とAさんに説明しました。代理人の私たちが驚き、その法的根拠を問います。今回の審査請求の意味を問います。何度も同様のやりとりが続きました。何度も同様のやりとりが続きました。ダメ押しのように最後に、「今回、裁判が出た後も再審査請求がありますから」と担当者が言ったことから、Aさんはすっかり負けるものだと思ひ、眠れず、食事ものどに通らない日々が続きました。それゆえ、3月15日の裁判決はAさんにとって思いがけない内容で、直接顔を合わせるまでAさんは訴えを認められたことを信じませんでした。

判決の要旨は、以下のとおりです。松山市返還決定にあたり、その決定に合理性があるかどうか等の判断の前提となる事情、すなわち返還がAさんの自立助長の妨げになるかどうかなど、法の趣旨目的に反していないかどうかについて検討しておらず、本件処分は違



法の評価を免れない。しかし、松山市が当初法78条を検討したことについて、審査の対象としな

いとしました。本件の意義は、返還決定処分を下す前に、個別の事情を考慮しなかったのは違法であると明言したことです。これまでも1999年石川県裁判や2010年福島県裁判がありますが、実際の生活保護行政では、個別の事情を無視されることは珍しくありません。例えば松山市では、法78条に関する過去5年間(2006〜2010年)の返還請求件数は1067件です。同様に63条については、1116件です。法78条と63条をあわせると約2000人にも上る多さに驚きますが、同じ会議中、担当部長は「手当などに関する返還請求が再び起こらないための改善策についてであります。生活保護の特性やプライバシー保護などの問題もあり、正確に把握することが困難な場合もあります」と説明します(松山市議会第7回定例会会議録第2号、平成22年12月15日、15頁)。この場合の「生活保護の特性」、「プライバシー保護」は何を意味するのか。Aさんの場合が特殊ではないとすると、松山市が普段から指導をせず、申告漏れが発覚すると画一的に受給者にその責任を押し付けていることを正当化するための独自の解釈ではないかと疑わしくなります。こうした独自の行政用語を盾に、機械的に返還決定を出しているのだとすれば、生活保護制度の根幹を揺るがす大問題です。事実の確認や個別の事情をせずに、保護費から返還額を天引きし続けているのですから、現実に返還できな

い、あるいは天引きされた生活保護費では暮らしていけない受給者はどうしているのか。未納・滞納以外に、公的な統計資料はありません。あくまで噂のレベルですが、返還できない受給者は、生活保護を受けている自治体をだまって去る場合が多いとのこと。ある人は、自治体が「手間のかかる」受給者を、体よく追い出す方法になつていっていると言います。5月8日現在、松山市はAさんに対する返還の有無とある場合の金額について検討しています。裁決後、代理人とともに松山市の説明を聞きに行きました。最初に、松山市担当職員はAさんに謝罪しました。その上で再度、返還を求めるかどうかを検討すること、該当期間の最低生活基準には申告していたならば受給できたはずの障害者加算を加えて算定すること、改めてAさんの事情を聞くことを約束しました。現在、Aさんは、2人の子どもが成人した後の自らの人生について、前向きに考え始めています。そのためにも今後の返還決定までの手続きに、力を入れていきます。

### 山場を迎えつつある老齢加算減額・廃止処分取消請求訴訟(生存権訴訟)

生存権訴訟全国弁護団 竹下義樹

1 2004年から2006年にかけて強行された老齢加算減額・廃止処分に対し、全国8地裁で高齢者のいのちと暮らしをかけた訴訟が開始されました。老齢加算減額・廃止処分につき続き強行された母子加算縮小・廃止処分に対する取消請求訴訟は、全国5地裁に提起されましたが、2010年4月1日に訴訟団と国(厚生労働省)との間で母子加算の全面復活と恒久的継続を内容とする基本合意が成立したことにより取り下げられ終了しました。

老齢加算減額・廃止処分取消請求訴訟(生存権訴訟)は、これまで4地裁において判決が言い渡され、残念ながらことごとく高齢者(原告)の請求が退けられました。それぞれ控訴し、すでに東京高裁(2010年5月27日)と福岡高裁(同年6月14日)で判決が言い渡され、東京高裁は再び原告敗訴の不当判決を言い渡しましたが、福岡高裁は福岡地裁判決を取り消し、画期的な原告勝訴の判決を言い渡したことはすでにみなさまもご存じのとおりです。

その結果、現在生存権訴訟は最高裁に2件、高裁に2件(大阪高裁、広島高裁)、地裁に4件(青森地裁、秋田地裁、新潟地裁、神戸地裁)が係属しています。

2 昨年から今年にかけて大きな争点となつているのは、老齢加算を減額縮小した根拠となつている統計資料の開示をめぐる文書提出命令の採否です。神戸地裁と新潟地裁で原告が申し立てた文書提出命令が採用され、青森地裁と秋田地裁では却下され、そのうち青森、新潟、神戸の各決定に対し、原告ないし被告から即時

抗告が申し立てられ、仙台高裁、東京高裁及び大阪高裁による決定が間もなく出ようとしています。また、秋田地裁での訴訟は間もなく結審し、本年末から来年3月までには判決が言い渡される予定です。ちなみに、新潟地裁についても、文書提出命令に対する東京高裁の判断が出れば、程なく一審判決が言い渡される予定です。大阪高裁及び広島高裁においても年内には判決が言い渡される可能性があります。

3 5月7日に行われた生存権訴訟全国弁護団会議での議論を踏まえ、最高裁調査官への面談を申し入れましたが、残念ながら拒否されてしまいました。最高裁に係属している2つの訴訟は、1人の調査官が記録の精査、争点整理、補充調査などを担当しています。弁護団としては、調査官に下級審に係属中の各訴訟の進行状況や文書提出命令に関する状況をお伝えし、最高裁での審理を下級審における関連事件との関係で慎重に審理していただくことをお願いしようと思いましたが、木で鼻をくくつたように門前払いされてしまいました。ご存じの方も多いかも知れませんが、最高裁での審理は下級審の場合と違い、書面審理のみで進行し、突然判決が言い渡されることが多く、最高裁が原判決(高裁判決)を変更・取り消しする場合に弁論を開くことがあるだけです。われわれとしては、東京高裁判決に対しては破棄判決を求める立場から、最高裁において弁論を開いてもらおうことを求めることになりました。福岡高裁判決に対しては速やかに棄却判決を言い渡していただくことを要求しています。さらには、間もなく言い渡されるであろう大阪高裁と広島高裁においてどのような判決が言い渡されるにせよ、ともに最高裁に上告すること(または上告されること)が確実であり、そうした観点からまず上告されている2つの訴訟に対する終局判決がどの時点で言い渡されるかも気になるところで

す。

4 先日いみじくも最高裁から呼び出しを受けた夢を見ました。内容は「勝訴判決を言い渡すので弁論期日を決めたい」といううれしいものでした(これは嘘ではありません)。その夢は調査官面談をめぐり担当書記官と二度三度にわたり徹しやりとりをしたことによる後遺症にすぎないと思いますが、私としては「正夢」であることを信じています。今年には社会保障、とりわけ生活保護をめぐる国の動きがめまぐるしくなりま

す。東日本大震災を受けた余波が社会保障、生活保護にどのような影響を与えるかも強く懸念されます。そうした状況の下で、生存権訴訟の戦いも佳境を迎えようとしているわけですが、それだけに全ての訴訟で全力を挙げて取組を強化するだけでなく、他の諸団体とも連携し、大きく世論に訴えることが勝敗に大きく影響することになるはず。各訴訟の判決をどのような状況で迎えるのか、最高裁に係属している事件については今後どのような組み立てをし、どのように工夫した訴訟活動ができるのかなど、課題は山積しています。展望を開くためには、何が必要かについて、今こそ多くの声と知恵をお寄せいただくことを強くお願いします。

